

令和7年第13回会津美里町議会（議会改革推進特別委員会）

第1日

令和7年4月10日（木）午前 9時55分開会

議 場

委 員 長 根 本 謙 一 君

副委員長 星 次 君

○出席委員（9名）

1 番 櫻 井 幹 夫 君 8 番 星 次 君

2 番 小 柴 葉 月 君 1 1 番 鈴 木 繁 明 君

3 番 荒 川 佳 一 君 1 2 番 横 山 知 世 志 君

5 番 長 嶺 一 也 君 1 5 番 根 本 謙 一 君

7 番 小 島 裕 子 君

（1 6 番 大 竹 惣 君 オブザーバーとして出席）

○欠席委員（1名）

4 番 山 内 豪 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長 川 田 佑 子 君

事 務 局 次 長
兼 総 務 係 長 小 林 一 成 君

主 任 主 査 渡 邊 純 子 君

開 会 （午前 9時55分）

○副委員長（星 次君） ただいまから第13回となりますが、議会改革推進特別委員会を開会いたします。

○議会事務局長（川田佑子君） 2、委員長挨拶。

○委員長（根本謙一君） 皆さん、改めて、おはようございます。ご苦労さまです。連日の議会活動、本当にお疲れさまでございます。

今日は、第13回になります議会改革推進特別委員会ということですが、第12回が2月27日でありましたから、1か月半近く間が空いてしまいました。年度末、年度初めでいろいろなことが入り組んでおりまして、少し間を置かざるを得なかった状況でございました。ご理解を賜りたいと思います。

それで、今日の案件につきましては、前回同様、当委員会として検討項目上げてあるところの残り5項目だと思いますけれども、その協議をお願いしたい。それが済み次第、議長に上げる案件の協議等々をしっかりと整理してまいりたいと思っております。その前に、その残り5項目の検討に入る前に、第12回で協議済みの検討項目、この確認もまずはする必要があるかなと思っております。資料等は皆さんのお手元に配付されているかと思っておりますけれども、そこから入ってまいりたいと思います。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。ご挨拶に代えます。ありがとうございます。

○議会事務局長（川田佑子君） 3、案件。

委員長進行でお願いいたします。

○委員長（根本謙一君） それでは、早速ですが、3番の案件の協議に入ります。

そして、先ほど申しましたように、前回の整理事項について、その案に基づいて整理をしてきたわけですが、事務局のほうから確認的な内容を述べていただきますので、皆さん何かその後ご意見あるいは疑義があれば、挙手の上、お願いしたいと思います。

それでは、事務局のほうからよろしくお願いします。

次長。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） 皆様にお配りした資料なのですが、A4の横で、カラーで、右側に黄色い色が入っているものの資料でございます。こちらのほうを御覧ください。こちらです。大丈夫でしょうか。予備は持っておりますので、なければお申し付けいただければ。では、前回の確認事項として説明いたします。

上から説明いたします。第3条、星委員より、第1項第3号の次に、第4号として「会津美里町議会ハラスメント防止条例を遵守し行動すること」を加えるとなっておりますが、こちらのほうは加えないことといたしました。

次、第4条、長嶺委員より、通年議会の規定を新設する。議会は、主体的・機動的な活動を展開するため議会の会期を通年とする。2、議会の会期を通年とするために必要な事項は、別に定めるということで、開成町議会基本条例には本規定があるということで、町のほうには通年議会の規定がない

ということで意見がございました。こちらにつきましては、通年議会、運用を前提にした条文の文言を条文に入れることとし、案文を検討することといたしました。案といたしまして、第2条の6号に「会津美里町議会通年議会実施要綱」の文言を付け加える。案2といたしまして、第2条の2として「会津美里町議会通年議会実施要綱」に関する文言を付け加えると、栗山町の例でございます。

同じく第4条で根本委員長より、より充実した町民との連携重視の観点から、第4項及び第6項の「努めるものとする」の努力規定を「努めなければならない」の義務規定にすべきと考える。これにつきましては、削除、取り扱わないものとしたしました。

同じく第4条で根本委員長より、新たに政策サポーター制度の導入について、有意であるとして調査研究してきた経緯があることから、「設置することができる」としてでも根拠づける条項化すべきであるとする。これにつきましては、「議会は、町民等との協働によりまちづくりのための政策立案を目的として、サポーター会議を設置することができる」といたしました。

第5条でございます。第4項による反問実施要綱第2条（定義）について、「議員の質問に対し、対案を提示する質問のことをいう。なお、論点及び争点を明確にすることに鑑み、副次的な財政論は含まない」が分かりづらい表現文章になっていないか。実施例の多くは、あくまで議員の質問に対して、質問の趣旨確認の意味で反対に問いかける場合が多いとの高沖講師が言っておられたと。また、元安芸高田市長の事例からも議論の余地があるとする。こちらにつきましては、実施要綱第2条について、反問の定義について案文を検討することといたしました。案といたしまして、この要領において、反問とは、町長と議員の双方が緊張感を持ち、論点及び争点を明確にするため、内容及び趣旨の確認並びに議員等の考え方、根拠について町長等が質問することをいうという案でございます。

続きまして、第8条、星委員より、第1項第2号を削除する。これにつきましては、削除しない。特別委員会においては、議決事件に関する要領の変更は検討しないという結果となりました。

前回までの対応結果といたしましては以上でございます。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

以上であったかと思いますが、このことについて何かご意見あれば。どうでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） これで確認、了承いただけますでしょうか。異議ありませんね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように整理するということに決定をいたしました。

では、次に参ります。前回に引き続き、課題、検討ポイント、添付資料を基に委員から意見を出してもらい、委員会としての検討結果というものを残り5件について随時出していきたいと思います。進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第12条について、これは政務活動費のことですが、長嶺委員、星委員、鈴木委員、根本委員のほうから課題として提案がありました。

まず、長嶺委員のほうから改めてこの課題、提起した内容、説明をお願いしたいと思います。政務活動費、第12条の政務活動費について。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） この政務活動費につきましては、検討のポイントにも書いてあるとおり、現実的に予算化もされていないし、あと政務活動費自体が議員の第2報酬というような位置づけと見られがちなものですから、そういうこともありまして、町民の批判の対象になるのではないのかというふうに考えまして、予算執行もされていないし、予算化もされていないという現状を踏まえて、削除したらいいのではないのかというふうな私の意見でございます。

以上です。

○委員長（根本謙一君） それでは、次、星委員のほうからも続いてお願いしたいと思います。

星委員。

○8番（星 次君） 私は、第12条、ざくっと全ての記載を削除するというようなことで、内容的に細かく書いていないのですが、この時点で国、県等において政務活動費の収支についての曖昧な報告がなされている状況にあって、我が町において採用して、実施すれば、町民から、今長嶺委員も言われたように、第2の報酬というふうなことで捉えているような形になるので、やっぱり今の時期は政務活動費ということで、ここは削除してもいいのではないのかというふうに思って記載したわけでございます。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 次、鈴木委員、述べていただけますか。

○11番（鈴木繁明君） 今政務活動費については全国的にもいろんな問題があるというようなことで、我が町においても全然もう予算化もされておらない、そして政務活動費についてはもう削除してもいいのかなという思いであります。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 次は、私からの提起でありますから、私のほうからも述べたいと思います。

確かに今長嶺委員、星委員、鈴木委員のほうから大筋、削除してもいいのではないのかという意見だったかと思いますが、私は逆に、これを有効に活用すべきだという考え方に立っての意見であります。一頃、確かにその使い方において批判が出まして、メディア等、大変にぎやかにした時期がありました。でも、現在に至っては、そのことは、いわゆる検証可能な実施要綱にすることによって、有意義なものとして使っていける、しっかりした法規が整えられることによって、言わばこの批判は全く出ていないというふうに私は認識しております。先進事例を見ますと、これを有効活用して、しっかり議会活動、それから何よりも議員の質を上げるための勉強する手助けになっていると。この政務活動費が第2報酬なんていうことは、今は時代的には捉えられていないというふうに私は思っております。なぜならば、しっかりした活動報告出さなければなりませんし、それを議長の責任において

チェックする体制事例があります。何よりも、町民に対してしっかりその活動報告もホームページ等を通じてしっかりなされる、その仕組みづくりが整えられている限りは、その批判には十分に説明責任を果たせるものになっているというふうに私は思います。このところ、当議会においても、議会の、開かれた議会にして、資質を上げて、しっかり取り組んでいきたいと思います、町民に認められる、あるいは町民からしっかり応援される議会にするためには、やはり個人の資質を上げていかざるを得ない、いかなければならない。そういう中では、この政務活動費は有効な支援策になるというふうに私は思っています。現状の中での資質向上というのはやはり限界があるという考え方から、これは設けて、しっかり予算化も図って、次の時代を担う若手の育成にも含めて、活用していく意義はあるというふうに思っておりますので、これも含めて皆さん議論していただければなというふうに思っております。あえて申し上げますけれども、執行部側ではこのことについては十分に理解されているというふうに個人的な議論の中では受け止めております。以上です。

それでは、今4人の委員からそれぞれの課題提起をした内容について意見をいただきました。このことについて、改めて全委員から意見あるいは質問ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） 今の政務活動費なのですが、これについては、今現在認められている間はそのまま残しておいたほうがよいと私は思います。あと、政務活動費が、これはなくなるということになれば、そのときに廃止するということでもよろしいのではないかなと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） その廃止するということは。

○3番（荒川佳一君） これは、政務活動費が例えば国とか県とか何か、全体的に廃止されるというか、政務活動費ということが禁止されたり、なくなった場合については、そのときに町の中で廃止すればいいのかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員、そういう情報といいますか、議論というのは日本全国見渡しても出ているとは思いますが、何か情報があるのですか。

荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） 今の流れからすると、何か住民の方々からの意見等について、政務活動費は不明だということがあって、それが今の社会上よくないということになって、廃止された場合ということなので、特にそういった情報は入っておりません。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。

ちなみに、2016年7月現在ですけれども、全国927町村がありまして、そのうちの194町村で、議会ですね、政務活動費が制定されております。20.9%ということのようです。月平均ですけれども、9,541円というところまで情報として出ております。ちなみに、栗山町議会では2万円です。全国に1万

1,000人ほどの町村議員がおられるのですが、20.9%でしか制定されていないということですから、大半はこれを受け取っていないといいますか、使われていない、使うようになっていないということも併せて情報として皆さんにご提供させていただきました。

このことについて、またほかに。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 政務活動費に係る委員長の思いは先ほど語られたとおりなのですが、政務活動費につきまして執行部のほうにも理解は得ているというようなお話ではあったのですが、この町の財政の中で、もし予算化するというのであれば、財源はどこから持ってこうとして考えている、財源をどのようにしようとして考えているのか、ちょっとお聞かせいただきたいのですが。予算は湯水のように湧いてこないわけなのですから、政務活動費ということであれば、その予算はどこから財源をどのようにしようと、どこから持ってこうとしているのか、ちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

○委員長（根本謙一君） 財源は当然町の予算ですけれども、町からの予算、財源に、これは、だから執行部との協議が当然必要になります。勝手に議会で決めたからってなるものではありません。執行部の理解も得た上で、協議の上、理解を得た上で設定ということに迎えるのだと思います。だから、財源は町の予算です。これ以上のことは、私これは言うことない。町の執行部の理解を得ているという話でしたけれども、これは現町長とのいろいろな懇談の場の中で、ちょっと話ずれますけれども、常任委員会の行政視察ありますよね。あれも現在は町の車を使うことによって行動範囲が限られています。そういう縛りが一応あります。でも、本来は行って勉強して、勉強しに行きたいところに行っていなければ意味ないですよという中で、執行部の、特に町長としては、自分も県会議員であった経験上から、十分に勉強のためにはいろんなところに行ってほしいですよという、そういう意味での理解。それから、政務活動費については、具体的に折衝したことではありませんけれども、そういう意味では、議会がよくなり、資質が上がり、よくなれば、それは取りも直さず執行部との善政競争に寄与して、町民にその恩恵が、あるいは成果が反映されるということですので、何ら説明に私は窮することなく、堂々と要請していいことだというふうに思います。そういう思いで、この基本条例つくったときも、しっかりやっていきましょうねという思いの中で、この条文は、第12条はつくられました。ただ、実際になかなか折衝まではいかなかったもので、要領、要綱等が現在までできていない状態になっているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 私も今の長嶺さんの視点ってすごく大切だなと思っていて、やはり何かをやるので、それでお金を使うのであれば、何かをなくさないと基本的に駄目だと思うのです。以前もどこかで言ったと思うのですけれども、もし政務活動費をやるとしたら、私は行政視察をなくすべきだと思っていて、今回タブレット導入が決定されて、デジタル化が進んできて、各常任委員会でもオン

ライン研修というのをだんだん取り入れてきている段階で、正直行政視察って本当にあるべきなのか。いろんな事件があったりとかして、新たに条例をつくったりとかってしている中で、行政視察って本当に行かなければいけないのかというところで、行政視察をなくすのであれば政務活動費があってもいいかなと私は思っています。それに加えて、今回定数の見直しという話が出てきて、今議運で議論していますけれども、そこには議員の質というところが問われていて、その議員の質と政務活動費というのはすごく密接であると思っていて、それをさっき委員長おっしゃっていましたが、ホームページで公開をしていという話をしていましたけれども、それで、そういうことをしていけば、本当に勉強している人とか、勉強していない人が見えてきたりとかもするのではないかなと思うので、もしやるのであれば、これは残すべきだし、やらないのであれば、これは条文を消していいと思う。さらに、もしやるのであれば、何かをなくさなければいけない、それは行政視察でいいのではないかというのが私の考えです。

○委員長（根本謙一君）　ありがとうございました。

ここで、参考的にといいますか、政務活動費の使い方ですけれども、使い方、そもそもの使える範囲なのですけれども、これはいわゆる常任委員会の行政視察とは全く違う使い方になります。これは個人の、個人が使うか、あるいは有志グループで使うかです。そういう捉え方で考えていけば分かりやすいかなというふうに思います。行政視察は、常任委員会として課題を抽出して、その課題解決のために先進事例等を調査研究してくるということですよね。政務活動費を使ってというのは、個人の考え方で、あれを勉強したい、これを勉強したい、このことをしっかり学んできたいということのために使う助けにするための費用というふうに捉えていただくと、行政視察をやめて、政務活動費にその助けを移すというのはちょっと意味合いが違ってくるかなというふうに思うのですけれども、参考的に申し上げました。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君）　行政視察が議会活動、政務活動費については議員活動であることは十分に承知しておりますが、もし政務活動費というのも導入するのであれば、どこかしらからその財源を確保しなければいけないという視点から、もしなくすのであれば行政視察だと。行政視察に関しては、今回我々がお金を使ってタブレットを導入するわけですから、その行政視察でなくなったお金というのは、オンライン研修を中心として、もし本当に、例えば絶対に行かなければいけないのだったときはまた別ですけれども、基本的に行政視察はお金をかけないで、デジタルの技術を活用してやっていきましょうねというスタンスで進めていくと、そこで浮いたお金を政務活動費という新たな事業を導入して、そこに財源を落とすという考え方で、私はそれをやるのだったらいいと思いますという話です。

○委員長（根本謙一君）　分かりました。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 確かに現在においては、政務活動費の執行はされていないと、もちろんその要綱等についても整備されていないという部分があります。でも、私はこの政務活動費を使って、様々な視点から議員の資質が向上し、町民に役立つというふうなことが判断されれば、私は必要だろうというふうに思います。したがって、その要領の中のいわゆる使途、制度等々についてしっかりと確立させた段階で私は残すべきだろうと、実施することもいいのではないのかというふうに思います。そしてまた、先ほどからその財源云々についても話が出ておりますが、私も常任委員会の行政調査については、私も小柴委員と同じような考えを持っています。毎年ではなくても、2年間かけて熟成させながらというふうな形で、2年に1遍でいいのではないのかというふうな思いを持っています。政務活動費については、町民のための確立がされれば、私はすべきだろうというふうに考えています。したがって、ここで削除する必要はないというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

ほかに。各委員が今意見述べられております。それに対してもどうぞ質疑したり、質問したり、そういうやり取りが大事だと思うので、このことに関して自分の意見だけ言うのではなくて、人の意見に対して何か感じる場所があったら、きちっと述べていっていただきたいなど、そういうことで議論が成立すると思うので、全く同感だということもありましょうし、ここのところはどうなのでしょうかねという問いかけもありましょうし、そういう議論をぜひお願いしたいなというふうに思います。

ほかにありませんか。

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員、どうぞ。

○1番（櫻井幹夫君） 私は、自分の考えをここで主張する気持ちはないので、ただ今皆さんの話を聞いていて、この場では委員長の考えに賛同します。

○委員長（根本謙一君） 小島委員、どうぞ。

○7番（小島裕子君） 私も委員長の意見に賛成です。やはり政務活動費をなくしてしまうということ自体、今の現状で、議員個人がこの政務活動費を使いこなせていないという現状はあると思うのです。そういった気持ちというか、行動がなされていないとは思いますが、やはりこれをなくしてしまうと、旧政務調査費だったのが新しく政務活動費という呼び名が変わって、またその中で議員の行動範囲も変わってきて、広がってきているという意味合いからも、やはりこれは残して、議員個々人がやっぱりもう少し町民のために精進すべきだと思います。また、それを町民もやっぱり望んでいるというお声もいただいているところです。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 現基本条例の第12条第1項に政務活動費の執行は、別に条例で定めるという規定があるのですが、今現在、例規集を見る限り、これに該当する条例はないのですけれども、これ

残すということであれば、政務活動費の予算執行の別に条例で定めるという、この条例も新たに設置するというような考えでしょうか。

○委員長（根本謙一君） 当然そういう方向になります。もしも残すってなった場合に、ではそこに入っていくのかということですが、皆さんご存じのように、我々の任期は限られております。そう長くありません。もう半年もないわけで、このことだけでこれからの議会活動しっかり使っていくというわけにはいきませんので、そういうことを考えますと、この特別委員会でそこまで踏み込んで整備していくというのは、やはり時間的にもちょっと無理だなというふうに思っています。可能ならば、議長に申し送り、いわゆる上げる形で、ぜひ次の新しい議会において検討されたいという要望でつないでいくということかなというふうに考えております。ご理解いただけますか。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） そうしますと、現実的に今現在の、政務活動というのは、個人の政務活動における経費というのは予算化されていないものですから、この第12条につきましては形式的に残すというような形ですか。

○委員長（根本謙一君） 形式的というか、このままにしておく。別に条例で定めるというところで、実際に執行部との、いわゆる議長から執行部に申し入れるわけですから。その協議の中で、執行部の理解と了承いただければ、そういう予算化に進んでいくということになる。それは、取りも直さず条例をつくらなければ、そういう行動は取れないわけですので、これは次の新しい議会に委ねることになるだろうというふうに考えています。

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） 私も今の委員長の考えに賛成です。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

一応全員から。

鈴木委員、まだ。このことに対して、絡みでご意見、改めてお願いします。

○11番（鈴木繁明君） 先ほどは削除してもいいかなと思ったのですが、このまま残しても別に問題はないのかなということで、そういうことです。

○委員長（根本謙一君） 確認ですが、残すということは、使えるようにしていく、今長嶺委員からも質問がありましたように、では別に定めるというふうになるけれども、どうするのだという話になりました。一応私の考え方を、委員長としての考え方を申し上げました。でも、しっかりした整備をするには次の新しい議会に委ねるしかないですねということも申し述べました。それを理解して、横山委員は賛同するということでしたけれども、そういう意味合いにもおいても残していいという今の鈴木委員のお考えでしょうか。

○11番（鈴木繁明君） 委員長の意見と同感いたします。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。ありがとうございました。

では次に、あとは星副委員長、改めて、今のいろいろ議論ありました。これについても併せてお願いします。

○8番（星 次君） 第12条第2項で、書類の保管ということで5年というふうな、この根拠についても議論されていないので、やっぱり1期4年ということで、これ4年でいいのではないかなと思うのです。この5年というのは、県とか、何か根拠があるのかどうか。残すって皆さん言っているんで、その辺はどうなのでしょうかということをやっと調査する必要があるのではないかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） この5年というのは、経理関係の書類だから、町の財務規則に基づく保管年限かと思うのですけれども。

○委員長（根本謙一君） 私もそういう理解ではいましたけれども、ただ星委員はやっぱり確認したほうがいいのではないかなということなので、確認はしたいと思いますけれども、こういう各条文に入っていくとなると、これまた本格的な改正になりますので、多分財務規則上こういうふうにしたのだと思います。ほかの事例もありますので、これはそんなに重要視する話ではないかなというふうに思われますので、検討はさせて、調査はしてみたいと思います。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 調査する必要はないと思います。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。

○5番（長嶺一也君） もう5年のままでいいのではないのでしょうか。今副委員長のほうから任期は4年とおっしゃいましたけれども、例えばこの政務活動費の予算執行した場合、任期の4年中のうち4年目に予算執行するときだって、そういう想定されますよね。なので、5年は5年で、経理関係ですから、このままでよろしいかと思います。

○委員長（根本謙一君） 今長嶺委員からの意見もありました。これに対して異議はありませんか。小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 別に長嶺さんのことではないのですけれども、それってもう政務活動費の運用の仕方の話をされていますよね。5年残せ。

○委員長（根本謙一君） いや、運用ではありません。今条文の中での。

○2番（小柴葉月君） だから、それは政務活動費のシステムを導入して、そこからの話ですよ。要するに政務活動費のシステム、運用の仕方の話をしているのですよね。

○委員長（根本謙一君） いえ、条文に対してです。

○2番（小柴葉月君） それは、5年間の書類を取っておけよという話ですね。だから、その話は分かるのですけれども、意味は分かるのですけれども、それって運用の仕方の話を頑張って決めようとしているのではないですか、今議論として。

○委員長（根本謙一君） いやいや。

○2番（小柴葉月君） でも、政務活動費のシステムを導入するかしないかってまだ決まっていないではないですか。私が言っているのは、その政務活動費のシステムを導入するって決心するのだったら条文は残したほうがいい。でも、政務活動費のシステムは今の時代にそぐわないから、導入するのやめようよというのだったら、即条文を消すべき。今私がちょっと分からないのは、一応この条文は取っておこう、やるか、システムを導入するかしないかは次の世代に委ねようって言っているのかなと思うのですけれども、その認識で間違いないですか。

○委員長（根本謙一君） いえ、それは少しというか、違います。これを残すということは使っていくようにしようという今議論になっていると思います、多くの方々は。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） では、もうちょっと質問なのですけれども、では残すということは、やる、システムを導入するってここで決めました、では残しましょうってなります。具体的なことは次の世代に委ねようって言っていたのですけれども、それはどこまで私たちがやるのですか。例えばここで、取りあえず取っておこう、あとのシステムの導入の具体的などういうふうを導入していくかとかというのは次の世代にやってもらおうよというふうにするのか、それとも、さっき言った、私ちょっと手続が分からないのですけれども、議長に、私たちはどういうシステムを導入したいです、そこにかかってくる経費は幾ら幾らで、毎年幾ら幾らの予算が必要です、だから予算つけてくださいというのを議長に出して、議長がチェックして、それを町長に持って行ってというところまでやるのか、どこまでそれをやろうとしているのかというのを教えてほしいです、この代で。

○委員長（根本謙一君） いや、どこまでやろうとしているのかというのではなくて、この条例を残すということは、いつでも使えるようにするということですよね。条例化するのですから。ただ、どういうふうにして使っていくかというのは、なかなかそこまでの整備ができていないので、使ってこなかったということです。ここで残しましょうということは、使いますよと、使うようにしますよということです。だから、いつでも議会の意思として使えるようにしようって言えば、いつでも執行部と折衝に入れるということです。ただ、今は、今のこの特別委員会としてはそこまでは入れないですよということ。現実問題としては。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） それってつまり今までの現状を維持しますということだと思うのです。今までルールはあるけれども、運用はしてこなかった。これからも……

○委員長（根本謙一君） いや、運用してこなかった、できなかった。だから、運用できなかった。

○2番（小柴葉月君） していなかったのですよ。運用をしていなかったのです。ルールはあるけれども、そのシステムを導入していなかったわけではないですか。これからもその現状をキープしようねという話だと思うのです。そこで私の意見を述べると、使わないなら消していいよねというのが私

の気持ちではありますけれども、それでもいつでも使えるように一応残しておこうって、みんながそう言うのであれば、それでいいと思います。でも、使わないのだったら私は消していいと思うし、もしここでみんなで、いや、やっぱり今まで何十年も何かなあなあにしてきたシステムを導入するかしないか、ここで導入しようって決めるのだったら、そのあらかたの段取りを取って、そこまでやったから、次の世代にパスしますみたいなところまでやっていったほうが私は気持ちいいです。なぜならば、議運でタブレット導入の話を今したわけではないですか。それってもう10年以上ずっと議論していたものを今やっと片づけているわけです。私その次に仕事を託すというか、引継ぎがうまくいかないのにもかかわらず、何か、はい、もう次、次、次みたいな感じで放り投げるとというのがあんまり好きではなくて、もしそれをここでまたやってしまうと、私的にはあんまり気持ちがよくないなって思ってしまうのです。だって、そのタブレット導入の話も私実際経験しましたけれども、いやいや、今までの人たち、そんな10年、20年かけて研修とか、いろいろやってきたのに、何でそこで話まとめてくれなかったのって思うし、過去の研修私知らないしって思ってしまうのです。やっぱり問題はその代、その代で片づけておくというのがやはり次の世代への敬意というか、けじめだと思うので、なるべくその場、その場での問題はここできれいにしておきたいというのが正直な私の気持ちですけれども、皆さんが、いや、一応残しておこうというのだったら、それはそれでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員の趣旨は十分理解できます。私の認識といいますか、理解の上で、今のタブレットの問題がずっと時間があまりにもかかり過ぎているという話の部分ですけれども、これは予算を伴うからです。議会だけで進めるわけにもいかない。執行部と協調しながらいかなければならない部分もあったので、なかなか進んでこなかったというのが現実です。ここに来て、執行部も、もう国の大きな政策転換の中でデジタル化に今注力されてきていますので、執行部としてもやりやすくなったというところがあって、ちょうど議会の動きと符合してきたというところで、やっと成就されていくのだなというふうに、そういうふうに私は捉まえています。先進事例として、議会が先導してタブレット化を図ったところがありますけれども、やっぱりその自治体、自治体のありようの中で整えられていくことだなというふうに思うところもありまして、今の小柴委員の趣旨はすごく理解するところですので、この政務活動費においても可能な限り次の新しい任期が始まる議会ではそれがしっかり整備されるような言い方で議長への報告、申し送りをしていきたいと思いたすけれども、それでご理解いただけますでしょうか。その中で、一つの論点として、財源上、何かをなくして、これを設けるという視点はある意味大事な論点になるかと思いたすので、その点も踏まえて議長にしっかり申し送りをしていくということでご理解いただければというふうに思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。小柴委員、どうでしょうか。

○2番（小柴葉月君） いいです。

○委員長（根本謙一君） そういうことでまとめたいと思いたすけれども。では、結論的には、この政務活動費、第12条は全て残すと、そしてしかるべき新しい議会で執行できるような規則整備を速や

かに進めていけるように議長に申し入れるということでいかがでしょうか。ということで整理させていただきたいと思います。星委員もよろしいでしょうか。

○8番（星 次君） はい、分かりました。

○委員長（根本謙一君） いいですか。

○8番（星 次君） はい。

○委員長（根本謙一君） では、皆さんの全員了承いただいたということで、決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決しました。ありがとうございます。

では、第12条についてはこれで終わりにしたいと思います。

それでは、次、第14条に参ります。これは、私のほうからの提起であります。実は高沖講師の研修のときに、監査機能について別建てにすべきであるとの話がありました。先進事例を参考にして検討すべきではないかというふうに提起をいたしました。

それで、現在本町議会は議会事務局において担っていただいております。そこで、小林次長によその事例も少し調べていただきました。そのことについて情報提供いただきたいと思います。

小林次長。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） 県内の町の状況を調査いたしました。監査事務局設置条例を制定して、監査事務局を設置している町というのが県内で、把握していた限り、国見町と石川町ございました。ただし、実態は議会事務局職員が併任しておるのが実情でございます。ほかの町村につきましては、ほとんどが美里町と同様に併任辞令をもって監査事務局を担っているところでございます。市につきましては、ほとんどの市が監査事務局を設置しております。

以上、状況報告でございます。

○委員長（根本謙一君） 県内の状況は以上のようなことなのですが、このことについて何かご意見あれば。実際に監査事務局を担っている事務局に質問することもあるかなとは思いますが。現状はどのようなのだとか。今の県内の例からすると、別建てであっても併任という形で、結局的には議会事務局のほうで担っているという現実ですね。これが町村レベルの現実だと。

荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） 今現在この体制で問題ないということであれば、特に変える必要はないと私は思います。

○委員長（根本謙一君） このことについて、議会事務局としてはどんな感想を持っていますか。感想は言えないのかな。実態として。

小林次長。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） 高沖先生のおっしゃるところは、監査事務局の強化だ

と思うのです。ただし、やっぱり実態といたしまして、美里町の職員数というのは限りございまして、ほかの周辺町村も同じでございまして、なかなか職員を監査事務局に専任で置くというのは難しい状況でございますので、こういった状況になっております。

○委員長（根本謙一君） それでは、星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 高沖先生の講義で、3人体制で議会での監査までやっているのかというのでびっくりされたことが記憶にあるのですが、やっぱりこの条文、第14条についてはそのまま残して、これから3名体制で我々のいろんな活動していくに支障がある場合においては増員ということで考えていくような形で、処遇改善というような形でやっていく上で、この第14条についてはそのまま私は残しておいたほうがよいというふうに判断します。

○委員長（根本謙一君） 鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） このまま残しておいたほうがよいと思います。別に問題はないのかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 確かに理想は、理想からすれば、高沖講師の問題提起が1つ考えるよすがにはなっているのですが、現実問題として、大きな課題としてあるとはまた思えないということもあります。今星委員から言われましたように、これからの議会活動、もっともっと活発になっていくということを想定すると、どうなのだというところもありますけれども、そこまでいろいろ諮って、物を申していくというのも現実的ではないので、また逃げるわけではありませんけれども、次の議会、新しい議会の活動状況によって、また新たにその当事者、議員の皆さんがしっかり考えていっていただければいいのかなというふうに思います。

では、このまま一応残しておく……荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） もう一言ちょっと付け加えさせていただきます。

事務局にあまり負担を与えないようにしたほうがいいと思います。というのは、業務以外の負担がかなりあると思いますので、それがなければ、ある程度今のスタッフでいけるのではないかなということで考えていますので、事務局に負担を与えないということを意見ということで入れていただきたいと思います。

○委員長（根本謙一君） 負担をかけないようにというのは、例えばということで言いづらいですか。業務以外のことでということですか。ちょっと分かりにくいので。難しいかもしれませんが、例えばの話できます。ちょっと注意する必要はありますけれども、ありますか。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 例えばではありますけれども、大体皆さんは分かっていると思うのですけれども、その内容です。例えばということではないのですけれども、今、気苦労というやつですか。気苦労と言うとあれかな。それでいいです。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。言わんとするお気持ちや意図は、十分と言うべきか、分か

るような気がします。ご意見として賜っておきたいと思います。

それでは、皆さん、この条文は残すということで基本的に整理したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、残すということで決定をいたしました。残すというよりも、このままにしておくということですね。失礼しました。

それでは、ここで10分ほど休憩を取りたいと思います。

休 憩 （午前10時55分）

再 開 （午前11時05分）

○委員長（根本謙一君） 再開をいたします。

では、次、第16条に参ります。ここは、私からの提起です。条項にはない広報モニターの設置が設置要綱によって実質的、有意的に機能していることから、基本条例にしっかり書き込む必要があると考えますということで提起しました。実際機能している広報モニターについて、第16条の広報広聴の充実として基本条例に盛り込むか否かがポイントになろうかと思います。

このことについて皆さんからまたご意見をいただいてまいりたいと思います。いかがでしょうか。

基本条例にないことによる不具合というのは、現実的にはありません。ただ、基本条例にあって実施要綱がつくられているというのが普通の在り方だということで、基本条例に基づいて全てが動いているということを捉まえますと、そこはどうなのだろうかねという問題意識です。現実には直近の広報モニター制度の活用の仕方は大変すばらしいものがあるというのもまた現実でありますから、実質的に機能し、意味のある取組に入っているとは言えると思いますが、皆様から改めてこのことについてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

星委員。

○8番（星 次君） 私もこの第16条を今見たのですが、要綱でうちのほうは定めておりますが、基本条例の中に、町民との意見等を広くやるために、この目的達成のために、この中に広報モニターを活用しての議会の広報活動というふうな部分を盛り込んだらよろしいのではないかというふうに判断します。

○委員長（根本謙一君） そうしますと、ここでは第3項ということになりますか。第3項で書き込むということに、今の趣旨を文章化してということになりますね。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 私は、新たに盛り込むということまではしなくて、第2項で多様な広報手段という文言があるのです。ですから、それに併せた形で広報モニターというような、くっつけたらそれでいいのではないかと思います。

○委員長（根本謙一君） 確認します。今横山委員は、第2項の「多様な広報手段を活用することにより」のところに広報モニターという言葉を入れると。

○12番（横山知世志君） どこかは別です。

○委員長（根本謙一君） ここに連動するように書き込むと。

○12番（横山知世志君） はい。

○委員長（根本謙一君） 趣旨、分かりました。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） この多様な広報手段を活用するということを前提に、広報モニターの設置要綱は、ここをもっとかみ砕いて、具体的にやったのではないかというふうに判断するので、今横山委員と委員長が言った、ここの中に、文の中に入れるということだったら、3項というふうなことでなくても私は結構であるというふうに判断します。

○委員長（根本謙一君） 今の議論、分かりましたでしょうか。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 前回この議論では、私のメモで、ちょっと記憶が曖昧なところもあるかもしれませんが、条例は触らないで、モニターの設置要綱のほうを整備すればいいのではないかなという方向性になっていたのかなんてちょっと思ったのですけれども。条例はこのままで。

○委員長（根本謙一君） いや、前は、課題、課題項目に上げるか上げないかでの議論で、そこも今長嶺委員が理解されているような意味での議論の方向性つけたわけではありません。そういうことでご理解いただきたいと思います。

ほかにありませんか。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 私もそのような記憶があるのですが、広報委員会の要綱の中で何かそれを書けばいいのではないみたいな話ししていた気がします。何かわざわざこっちに書かなくても、広報委員会のルールブックの中でそれを書いてあればいいよねみたいな話をしていた気がします。

○委員長（根本謙一君） ですから、そのときはこの問題提起があって、検討項目に上げるか上げないかの中の議論の中で、確かにそういうやり取りはありました。でも、ではそういうふうにしちゃうねというふうになったわけではありませんから。改めて、どうする、基本条例にまず載せて、広報モニターという文言を載せて、それに基づいて要綱ができているよという整合性を取るために、基本条例にも載せたらどうでしょうかということの検討をしましょうねということだった。その前段の中での議論の中での今のやり取りは確かにありました。そういうことでご理解いただければと思います。改めてここで議論するということの今日のステージです。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 基本条例に載せなくても別にいいのではないかなと思っていて、別に委員会

のほうの要綱にちゃんと書いてあるのであれば、別に基本条例に載せる必要はないのかなと。むしろ載せる理由、モニター制度がしっかり機能しているから、基本条例に書きましょうということがここに書いてあると思うのですけれども……

○委員長（根本謙一君） いや、そういう書き方ではない。

○2番（小柴葉月君） そうではないのですか。その意味がちょっと分からなくて、載せる意味を教えてください。

○委員長（根本謙一君） 載せる意味は、まず基本条例が最上位、最上位条例です。その下にいろいろな条例がまたぶら下がってくるわけです。要綱も含めて、あるいは規程も含めて。ですから、基本条例があるのですから、そこにしっかり書き込まれていて、それに基づいて実施要綱ができているという形を整えたらどうでしょうかという意味合いです。なくても実質的には機能していますけれどもということです。実質的に機能しているのだから、基本条例に載せようという論理ではありません。そういうふうに捉まえない書き方になっているのだったら、それは私の不徳の致すところです。だから、改めて言いますが、これ載せなくても、では載せないといけないのかという話ではなくて、実質的にはもう機能はしていますけれどもということです。だから、その点を皆さん、ほかの委員の皆さんもご意見出していただければありがたい。横山委員、星委員からはいただきましたけれども。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 私は、載せなくていいと思います。もしこれが広報モニターではなくて、例えば議会モニターという、議会を、議会全体を監視するという機能を持った組織だったら、私は基本条例に載せていいと思います。でも、これはあくまでも広報モニターですから、議会の中の本当に小さな広報という分野に対してのモニターなので、これに関しては基本条例ではなくて、委員会の要綱の中で書いてあれば、それで十分だと思います。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 私も今の小柴委員の意見に賛成です。強いて言うのであれば、議会の住民に対する広報活動につきましては重要な、要は議会と市民の隔たりをいかに小さくするかということも必要であるので、努力義務の規定ではなくて、義務というか、努めなければならないとか、そういった表現がいいのかなと。ここでいう、失礼しました、第16条の広報モニター設置の部分につきましては基本条例の中には盛り込まなくていいと思います。

○委員長（根本謙一君） ほかの方、ご意見お願いいたします。

鈴木委員、どうぞ。

○11番（鈴木繁明君） 小柴委員に同調するものであります。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 私は、先ほど2項のほうに広報モニターの設置ということで入れるというこ

との話があったのですが、それ最後のほうに広報モニターの設置を行い、議会広報活動に努めるものとするということで、広報モニター設置ということで入れてもそんなに違和感はないのかなということで、私は第16条の2の中に入れるということに賛成いたします。

○委員長（根本謙一君） ほかのご意見いただきたいと思います。

櫻井委員、どうぞ。

○1番（櫻井幹夫君） 私は、この件について特に意見はないので、皆さんの考えを聞いていて、その上で、最後は委員長の考えに従いたいと思います。

○委員長（根本謙一君） それでは、横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 私先ほどその2項の中に盛り込んだらどうかというふうな提案をしたところではありますが、必ずしもそれが必要という思いではありません。後の広報委員会規程だっけ、条例だっけか、それとか、そのほかの広報モニターの中でうたっているわけですから、あえて入れなくても、その多様な広報手段という部分に含まれるのでもいいのかなというふうに思います。だから、広報モニター制度については新たに付け加えなくても済むのではないのかなというふうな考えに至りました。

○委員長（根本謙一君） では、小島委員、ご意見いただけますか。

○7番（小島裕子君） 私も、多様な広報手段を活用とありますので、あえてそこに入れなくてもいいかなと思います。

○委員長（根本謙一君） それでは、皆さんからご意見をいただきました。

私、提起者として趣旨は説明しましたので、あえてまた重ねて申し上げることはやめたいと思います。第16条の第2項にその意味が含まれているのではないかって、意味を含めているという理解を取れば、その部分はわざわざ書き入れなくてもいいのではないかということも1つ理解はできます。いずれにしても、載せなくていいという方の意見も多いので、この件については、この第16条はいじらないと。ただ、共通理解として、この部分は、多様な広報手段を取ってと、この第2項に広報モニター制度の活動も入っているのだねというところで共通理解として整理したいと思います。条例そのものはこのままにしておくと、広報モニター制度の導入とか、そういう文言を入れる必要はないというところで整理したいと思いますが、いかがでしょうか。それでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決したいと思います。ありがとうございます。

次、第17条に参ります。これは、いわゆる我が本議会はハラスメント防止条例ができました。皆様のおかげでございます。町の、町議会の議員政治倫理条例との整合性を取る必要があると思うところで、ハラスメントほかの事案との整合性の観点において再確認をすべきと思いまして、提起をいたしました。いわゆるハラスメントは皆さんすぐに理解できると思うのですが、そのほかというのは、いわゆる盗用問題がありましたよね。そのことで、町民の声にも、あの点はどうなったの

だと、何も対策取れていないのではないかなというようなご意見もいただいたかと思います。それも踏まえて、整合性を取る必要があるのではないかなというふうに思うところで提起をいたしました。

検討のポイントは、ハラスメント防止条例の制定を受けて、政治倫理条例の第4条の4号などを修正必要があるか否かですけれども、よくよく読んでみますと、4号だけではなくて、1号も見ていただくと分かるのですけれども、政治倫理条例、お持ちですよ。1号を見てください。第4条の1号です。（1）ってなっていますよね。町民全体の代表者として、その品位及び名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことというふうに政治倫理基準が設けられております。ここにその事案を読み取ることができないかと、当たると、ここに入るというふうに読み取れないかということは言えなくはないのですけれども、これは議論の余地があると思います。ここに入るよねというふうにすれば、条例をいじる必要はありません。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） ちょっと質問なのですけれども、それ例えばどういうふうに書くのですか。その堤さんの話をどういうふうな言葉で表現するのですか。要するに以前あった堤さんの問題をいまだに何かしら議会として形にできていないから、条文で何か残すようにしようよという話で、今読み上げてくださったところに、さっき、この前の堤さんの事件が入っているように感じる、どうって言うていてはないですか。もし感じないって、感じるか感じないかというのを判断するためには、その堤さんの事件というのをどういうふうな、何と捉えているのですか、あれを。人のものをまねしてはいけないとかということですか。だから、教えてほしいのは、もし条文に書くとしたら、どういうふうな表現になるのかというのを教えてほしいです。

○委員長（根本謙一君） いやいや、それは私から言うわけにいきません。だから、皆さんと議論するのです。どういうふうにすべきでしょうかねって。無理やりつくることではなくて、ここに読み取れることもできると思いますけれども、皆さんのご意見はどうですかということなんです。この議論は一度もしておりませんので。私は、こうあるべきでしょうというようなことをするものを持っているわけではありません。あと、これは皆さんとの議論の推移で整理していくしかないというふうに思っています。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。ただ、分からないのは、堤さんの事件を何かしらの形であれしたいというのは分かるのですけれども、あの事件を言葉にどうしたらいいのかというのが私は分からないのです。だから、この今読み上げてくださったところにあの事件は該当するかな、どうかなという判断がいたしかねるというか、もうそう捉えるしかないよねというか、あの事件を言葉で表したときに何て書くの。もう倫理に反しているとか言いようがないではないですか。

○委員長（根本謙一君） いや、だから、それはそれでいいのではないですか。

○2番（小柴葉月君） だから、それ以上の言いようがないから、判断ができないのです。

○委員長（根本謙一君） 議会が持っている政治倫理条例の中にはこういう条項がありまして、しっかり政治倫理基準というものがあって、そこに違反しています、だからああいう行動が取られたのですねという、行動というのはあれですよ。議員辞職の勧告決議案、結局出されたので。その当時は、これに基づいてという話は一切ありませんでしたけれども、だからそういう意味合いで、この条例上との整合性は少し議論しておく必要があるのではないのでしょうかねというところの提起です。だから、倫理上よくないよねというのは、誰しも、そうだねというふうに言われると思いますけれども。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 確認なのですが、もしまたあの事件が起こったときにこの条例で裁けるかどうかという視点で見ろということですか。

○委員長（根本謙一君） いや、裁くか、裁くのではなくて、これに基づいて行動するということですよ、議会として。

○2番（小柴葉月君） ちょっと分らないです。

○委員長（根本謙一君） それが一つの議員辞職勧告決議案出されたではないですか。だから、あれも一つの行動の結果ですよ、その後の。議員、議会としての。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） では、どんな条文にすればああいう事件は起こらないかなって考えればいいのですか。どういうふうに考えればいいのかが私分からなくて、その問いに対して。

○委員長（根本謙一君） 私がつくっているわけではないので、ほかの委員の皆さんも、この議論に、どうぞ、ご意見あれば、こういうふうに考えたらどうなのだとか、そこはこういうふうに私は考えているとか。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 第17条では、町民の疑惑を招くことのないような行動しなければならないというふうになっているのです。ここでしっかり言っているので、今は一つの事案であって、いろんな事案が出てくると思うのです。だから、そこにばかり特化して政治倫理規定を、あの条例を1から4まで直すというふうな部分は、私は要らないのではないかなというふうに思います。このままでできるというか、いろんな事案に対応できるというふうに判断しています。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 私も副委員長の意見のとおり、特に修正する必要はないと思います。ただ、倫理条例の第4条第4号の2行目の最後、セクシュアルハラスメント等って書いてあるのですが、今回、我々ハラスメント防止条例中であらゆるハラスメントの防止ということで条例を制定したわけですから、ここのセクシュアルというところは削除してもいいのかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 今長嶺委員は、倫理条例の第4条4号の2行目のセクシュアルを削除してもいいのではないかという意見がありましたけれども、そこは……

○5番（長嶺一也君） すみません。第1号はこのままでいいですよって前段言いまして、新たに修正箇所としまして、4号のセクシュアルを削除ではどうかというような意見でございます。

○委員長（根本謙一君） ほかに、今の意見にも含めて、新たに削除なんていう意見がありましたので、それも含めて。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 私もそのままでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 鈴木委員、どうぞ。

○11番（鈴木繁明君） 私もこのままでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 小島委員、どうぞ。

○7番（小島裕子君） 私もこのままでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） それでは、横山委員。

○12番（横山知世志君） 私も同意です。

○委員長（根本謙一君） では最後に、櫻井委員、どうぞ。

○1番（櫻井幹夫君） 私も直す必要はないと考えます。その上で少しお話をさせていただくと、結局この倫理条例がもう既にある中で、今委員長がおっしゃったように、あの時点でここに該当することは恐らく皆さんが判断できたところだと思います。にもかかわらず、私反対意見でも言わせていただきましたが、こういったものを活用することなく、ただ議員辞職勧告決議をするのみで終わってしまって、これを見れば、政治倫理審議会を設置して、そこで調査をして、その結果を踏まえて議員辞職勧告という形になるわけですから、そういったことがなされていないことが非常に残念でなりません。それを言いたかっただけです。

○委員長（根本謙一君） 承りました。ありがとうございました。やっぱり条例そのものを理解して、しっかり確認して、急ぐことなく、拙速にならないように行動すべきだったというご意見だったかと思います。重く受け止めたいと思います。

では、全員からご意見をいただきました。つまり条例、基本条例、それから倫理条例も、このままいじらないでいくということで整理したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そのように決しました。ありがとうございます。

では、次に参ります。次、条例化されていませんけれども、私からの提起です。これも高沖先生の研修のときの問題提起でありました。議会改革の推進ということについて、継続的に取組する必要性から条例化を検討すべきと考えますよということでした。事例として栗山町議会基本条例を皆さんのお手元にも資料としてお渡しされていると思います。

検討のポイントは、栗山町のように改革の推進に関する条文を入れるか否か。入れた場合、条ずれが起きますので、ほかの条例にも影響が出ることをしっかり踏まえなければなりません。これは、別

紙4に資料として皆さんにお渡しされていると思いますが、別紙4というの、たしかお持ちですよ。栗山町議会基本条例抜粋ということで、第7章に議会改革の推進という項目がございます。章立てでしてあります。ここには、議会改革推進会議、それから交流及び連携の推進、それから議会モニターの設置、この3条が入っております。

少し説明加えますと、この栗山町議会の議会改革の推進会議ですが、第11条になっております。これをネット、いわゆるホームページから調べたのですが、要綱が載っておりません。当然要綱があって、実施されているようです。直接伺わないと分からない部分なので、現段階では何とも言いえないところはありますけれども、この第11条第2項に、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうか、前項の議会改革推進会議において検討するものとするとして、常にこれが機能しているということがうかがい知れます。こういうことを活用して、常に議会改革の動きを止めることなく機能させているということにおいては、大変参考になる条例化かなというふうに、条文化かなというふうに捉まえております。現在本議会では、特別委員会をつくって、議会改革推進特別委員会ということで取り組んでおりますけれども、これも任期が終われば自然消滅し、次の新しい議会で提起されて、議決しなければ、この取組はある意味そこで止まってしまいます。この時代、議会改革の視点は常に持ちながら取り組んでいく必要があるというふうに考えますと、基本条例の中でそれを必置事項として、しっかり条例化、条文化しておくということはどうでしょうかという提起です。

この点において皆さんのご意見、ご議論をお願いできればというふうに思います。この条文化がなければできないということではありませんから、議会改革ができないということではありませんから、そこは誤解なさらないようお願いいたします。

どうでしょうか。ご意見をいただければありがたいのですが。ないですか。

小島委員、どうぞ。

○7番（小島裕子君） 基本条例の6ページ、第8章になるのですが、ここで最高規範性というふうに載っています。この第20条に、この中に第11条の内容を盛り込むことができないかなと思ったのですが、この内容が盛り込まれれば、この最高規範性というのがもう少し、ふわっとした感じではなくて、実効性のあるようなものになるのではないかなと思ってちょっと読んできたのですけれども。例えば推進会議を立ち上げるのではなくても、改選後速やかにという形で載っているところがある程度、1年ごとにするとか、そんな感じに変えるか、あとは推進会議を議長が行うか、議運の長が行うかとか、そういった形で変化させて入れることはできないかなと思ってきたのですけれども。

○委員長（根本謙一君） ここの見直し、研修ですけれども、これは条例の見直し、研修であって、議会改革そのものとは似て非なるものであって、ここに書き込むというのは、今のご意見からすると、ちょっと違和感があるかなというふうに思われるところです。ですから、よそは別建てでしっかりとくられているということですよ。最高規範性というのは、条例そのものの全体を勉強しながら、不具合がないかという、そういうところの確認、また議会改革という一つ一つの事案に対して、あるいは

時代に合わせてというところからの課題解決の取組というのとはまたちょっと違ってくるのかなというふうに思われるところがありますけれども。ほかの皆さんのご意見もいただきたいと思います。小島委員から今のような意見ありました。ほかの委員からのご意見もいただきたいと思います。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 条文をどうするかは置いておいて、私は入れてもいいかなと思っています。今だからこそ、こうやって議会改革特別委員会が設置されたりとか、またこういう、今のままでは駄目だね、変えていこうねという姿勢、体制に我々なっていますけれども、やっぱり私がここで働き始めて間もないときは、あんまりそういう風潮もなかったですし、何かこれおかしいよね、変えたほうがよくないって言っても相手にしてもらえないような雰囲気であったので、後に続く人たちが、こういう条文があれば、その議会改革の視点から、ぜひこういう制度を導入したほうがいいのではないですかという提案をしやすくなったりだとか、議会としてそういう常に変わり続けるという体制を維持できるようになるかもしれないので、私はこれは入れてもいいのかなと思います。具体的な条文どうするかについては、ちょっと後ほど検討が必要かなと思うのですけれども、今ここで、こうしたほうが、こういうふうに書いたらいいと思いますまでのあれは言えないのですけれども。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。ご意見いただきました。後の部分はまさにそのとおりで、私も具体的な提案を持っているわけではありません。ただ、皆さんのご意見次第で、その条文をしっかり考えて、提示していく必要性は出てくるかなというのは思っておりましたけれども、これも議論の推移の結果だということだとどめておいてあります。小柴委員のご意見を重く受け止めました。

ほかにご意見あれば。いかがでしょうか。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 私もこれ入れることについては異存ございません。ただ、どのような形で反映させていくかということは、私のほうでちょっと今そこまで意見はないのですが、やっぱり継続してやっていくのが大事かなということでございますので、その内容については、ある程度、後日考えたいと思いますが、それを今回それに取り入れることについては賛成いたします。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 私も基本条例の中に議会改革の推進の件について盛り込むことについては賛成でございます。条文をどうするか、あとはどこに入れるか、あと栗山町の参考にしますと、委員会ではなくて、会議の設置ってなっているので、会議の設置要綱等も関係してくるので、その辺はまだ検討の余地が出てくるかなと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

櫻井委員、どうぞ。

○1 番（櫻井幹夫君） 私は、入れなくていいと思います。ただ、入れる必要があるという方々の意見を拒むつもりはありませんので、委員長の考えに従います。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

星委員。

○8 番（星 次君） 私もあえて議会改革というふうに入れなくてもいいのではないかなって思うのです。最後の見直し手続で、第22条で、これ、目的が達成されているかどうかを検証するものとするということで、この議会の基本条例そのものがいろんな中身を検討すると、議会改革ということで表現されるのではないかなと考えるので、あえてここで条例の中に入れる必要はないのではないかなというふうに思っております。

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） 私も星委員と同様に、第22条について、運用できないかというふうな考えを持っていましたので、星委員と同意見です。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員。

○3 番（荒川佳一君） 先ほどの今言われている横山委員からの話なのですが、そうですと第22条の中に、例えば年1回開催するとか何かということで、それをうまく利用したらどうかと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5 番（長嶺一也君） 見直し規定について、第22条に包含されるのではないかなというようなご意見ですが、この第22条、見直し手続というのは、ほかの条例、規則等の制度設計においてこういった規定が最後のほうに規定されているわけなのですが、この第22条の規定につきましては基本条例そのものの見直しでありまして、そこに議会改革の内容が包含されるのではないかなということとはちょっと無理があるのかなと。入れるのであれば、ちゃんと明文化する必要があるというふうに私は考えます。

○委員長（根本謙一君） 鈴木委員、どうぞ。

○11番（鈴木繁明君） 入れなくてもいいのではないかなというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） そうしますと、入れなくてもいいという考え方が3名おられます。それから、条文化、明文化すべきだ、あるいはどこかに例としてどここの条例の中でそれを入れたらどうかという提案もあって、つまりはそういう条項を条文、明文化を入れたほうがいいという方が5名、それから櫻井委員は委員長の判断に任せるというご意見いただきました。私は、基本的には入れたほうがいいと思っています。入れることによって、常にそれに基づいて改革を進めていくと思われまので、そのような方向でこの次の会議に案を出したいと思いますが、そういうことでご理解いただけますでしょうか。いかがでしょうか、皆さん。そこでまたいろいろご議論いただければと思います。

そのようにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決しました。

ここで、12時5分前になります。この後もう少し進めさせていただいて、本日の会議は終わりにしたいと思います。もしものときは延刻ということでご了承いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 異議なしと認めます。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

それでは、もう一点、最後に協議事項がございます。これは、小柴委員からの提起です。旧姓使用ができるような取扱要綱の制定が必要ではないかという提起でありました。これも検討項目として、皆さんの同意を得て、上げてあったので、検討に供したいと思います。これは、旧姓使用について協議が必要であるということで、別紙6、全国町村議会議長会から各都道府県町村議会議長宛ての文書、全国市議会議長会からのお知らせ、喜多方市の例として、皆さんに資料として提示してありましたね。ちょっと私勘違いした。ごめんなさい。元い。今の削除してください。ちょっと待ってください。失礼をいたしました。

次の項目は、皆さんのお手元に資料もあると思いますが、長嶺委員からの傍聴者を増やすために議会を土日、祝日、夜間開催の検討ということでしたね。これは、委員会としての対応結果は、意見として議長に上げた上で、必要に応じて議運で検討するというふうにしたと思います。この確認をしたいと思います。ですよね。これ異議ありませんね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 次に参ります。次ですけれども、これ議会基本条例の第11条について、緊急性を要することから考えると、設置要綱内の意思決定プロセス組織が多くて、シンプルにしたフローチャートにすべきと考えての提起でありました。また、高沖講師先生からは、BCP、いわゆる事業継続計画の策定が必要ではないかと問いかけがあったことから、これについて調査研究が必要と考えての提起であります。

また、小島委員からは、なかなか込み入った手続フローになっているので、すごく分かりにくいということで、委員会としての対応結果は、基本条例第11条を受け制定されている町議会災害対策委員会設置要綱について、フロー図をまとめると別紙5のようになります。皆さんに資料渡されていると思いますけれども、このように緊急事態で速やかにいろいろ行動、対応を取らなければならないときに、すごい手続が必要なフローチャートになっていて、こういう、お手元に渡されていますよね。これありますよね。これをもっとシンプルに、スピーディーに議会としても対応できるようなものにすべきでないかというところで、調査研究する必要がありますよねという提起でした。設置要綱に基づいた動きが実際にできるか、そもそも大規模災害時において、議員が調査し、町の災害対策本部に提

言するのが現実的なのかを精査する必要がありますねということでもあります。つまり執行部がいろいろな対策して動いているさなかに議員として個別に関わっては迷惑をかけるから、議会として一本化にして対応する必要がありますよねということですよね。その確認もなかなかできないままに来ているところもあります。ましてやこのフロー図、作ってみたら大変な手間、手続、段階を踏む内容になっておりますので、これは改めて調査研究する必要がありますよね、もっとシンプルにする必要がありますよねということです。これも本特別委員会で内容を作るという話ではなくて、議長に上げる一つの項目として上げたいというふうに思っております。いかがでしょうか。ご理解いただけますでしょうか。ご了解いただけますか。そのように決したいと思います。よろしいでしょうか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なしと認めます。

もう12時過ぎた。延刻させていただきますので、ご了解ください。

次、長嶺委員からです。会議規則第2条（欠席の届出）第1項に「出産」の項目があります。第2項で出産に係る欠席届の規定があるので、第1項の「出産」は削除してもよいと思います。また、出産前6週間からの欠席と規定されているが、町職員の場合は8週間以内とされていますと。このことについては、会議規則について再検討を要するという事で整理して、議長に上げるということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 異議なければ、そのように決したいと思います。そのように決します。

次、長嶺委員から、会議規則、配偶者の休暇3日間の規定も設置すべきではないかという提起でした。これについては、会議規則について再検討を要するという事で整理したいと思います。よろしいでしょうか。異議ありませんね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そのように決します。

次、先ほどこちと先走って説明してしまいましたけれども、小柴委員からです。旧姓使用ができるような取扱要綱の制定が必要ではないかという提起でありました。これについて、資料を皆さんに配られております。これについて、改めて小柴委員のほうから何かご意見、何か現時点でありますか。加えて何か。

○2番（小柴葉月君） いや、大丈夫です。

○委員長（根本謙一君） これについては、委員会としては、旧姓使用について協議が必要でありますので、当然今次的には十分これを踏まえて取り入れていかなければならないということの方向性は異論ないと思われますけれども、これはこの当委員会では協議はいたしませんので、議長に上げるということで、協議してくださいという申入れをするということで整理したいと思います。いかがで

しょうか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 異議なしと認めます。そのように決しました。

そのほか、皆さんのお手元にある黄色刷りの事務局からという項目があるかと思いますが、これは当委員会始まるとすぐに皆さんに説明されておりますので、別紙7で説明されておりますので、これは了承されているというふうに整理したいと思います。よろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そのように決しました。

次に、検討しない事項、5件あります。これは、検討しないということで決定しておりますので、あえて中身については触れません。そういうことでよろしいですね。ご了解いただけますね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そのように決しました。

以上をもって本日の協議は全て終わりました。

小島委員、どうぞ。

○7番（小島裕子君） 事務局からの規則の部分なのですが、これ4つ出ているのですけれども、もう一つ、これはどうなのかなと思ってきたのですが。

○委員長（根本謙一君） 何をですか。

○7番（小島裕子君） 事務局から提案された規則というのをちょっと見直しとかという案だったのですけれども、これ4つ出ているのですけれども、もう一つ、会津美里町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則というのは、これは入らなくていいのでしょうか。目次でいうと裏側になるのですけれども。基本条例の目次でいうと、裏側真ん中辺。

○委員長（根本謙一君） ちょっと休議します。

休 憩 （午後 零時09分）

再 開 （午後 零時10分）

○委員長（根本謙一君） 再開いたします。説明いただきます。

局長、お願いします。

○議会事務局長（川田佑子君） ただいま小島委員からお話があった件ですけれども、こちらに関しましては当初、町のほうの規則として制定されております。その後で、28年3月22日に議会規則ということで変更になっております。すみません。この辺は、こちらのほうの一覧には載せていなかったのですが、改めて、すみません、そこを確認させてください。申し訳ございません。

○委員長（根本謙一君） 小島委員、よろしいですね。

それでは、一応予定の協議案件は全部終了いたしました。次の会議に提示する内容も含めて、しっ

かり事務局と調整して、この次に備えたいと思います。今月中に第14回を開催したいと思います。それで最終的な整理をさせていただいて、それをもって……再開って言っていなかったかな。すみません。失礼しました。先ほどの局長の説明の前に、再開ということを行わなければなりませんでした。大変ご無礼しました。そのようにさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。ご無礼してすみません。

この次、第14回に案も含めて、今日の会議の整理を皆さんにまたお示しをし、最終的な案として確認をした上で、しかるべき全協で説明をし、その後にオンラインによる高沖先生のご講評をいただく段取りですよね。私ちょっと勘違いしていたところありました。高沖先生のご講評をいただいた後に、最終的に整理したやつを全協でしっかり説明して、全員のご了承をいただくというふうにしたいと思っています。その後に条例改正部分を上程しなければなりませんので、そんな段取りでいきたいと思います。多分上程は9月議会かなというふうに思われますけれども、ほかの活動、議会活動もありますので、そこは皆さんにご迷惑かからないような日程取りをする必要があるなというふうに思っております。

そういうところで、次の会議の日程取りですけれども、2週間ぐらい置いてというところでやってください。

では、局長のほうから提案申し上げます。

局長、どうぞお願いします。

○議会事務局長（川田佑子君） 今ほどのお話ですと、2週間くらい置いたほうがよろしいのではないかなというようにお話だったと思うのですけれども、そうなりますと、21日の週になってくると思います。そうなりますと、間に議運が入ってきたりの予定も入っておりますので、なかなか日程的には21日の週は厳しいのかなというふうに事務局では思います。そうなってくると、その次の週になりますと、30日は広報委員会入っておりますので、28か、連休明けくらいになってしまうのかなと思うのですけれども。

○委員長（根本謙一君） 28、月曜日ですけれども、都合悪い。やっぱり連休明けですか。そのほうが皆さんいいかな。では、連休明けでよろしいですか。7日水曜日10時ということで。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そういう日程の予定ということで決しておきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次、その他ですけれども、何かありましたら。ありませんか。（2）のその他です。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、なかったら、ここで、議長、長い時間お付き合いいただきましたオブザーバー。では、最後にご意見承っておきたいと思います。よろしくお願いします。

議長、お願いします。

○議長（大竹 惣君） お昼過ぎまで長時間にわたり大変お疲れさまでした。

議会改革推進特別委員会、最初ハラスメント防止条例の関係で、ちょっとそちらが長引いてしまったということで、時間のない中ということもありまして、長引いたのは悪いことではなくて、しっかりとしたもののできたので、それはそれですばらしいもののできたと思うのですけれども、その後の短い期間の中で、なかなか時間がない中で今回、本当はもっと深掘りしたいけれども、できない部分というのは多々あると思いますし、私もそういうところは感じているのですけれども、やはり本当はこの基本条例だけではなくて、本当に様々な規程とか要綱とか、特に私気になるのは会議規則の部分、これちょっと直すべきことってあるのではないかなと思うので、これはやはりこの期では難しいので、来期、もう改選控えていますけれども、改選後も引き続き、常にこういう議会改革の特別委員会というのをつくって、議論を続けていくというのが必要なのではないかなと思います。先ほどお話にありましたけれども、毎回毎回この特別委員会を設置していくような条例、条項も入れたらいいのではないかという話もあったと思うのですけれども、それはやっぱりやっていって、常に改善していくというのが必要ではないかなと思います。ではないと、改革したいことがあるのに時間がないみたいな感じになって、後からまとめてというのは難しいので、常に、なくてもいいので、常に議論する状況はつくっていかなくてはならないと思います。ただ、ほかの町村の事例を見ますと、取りあえず毎回こういう特別委員会つくっているというところはあるのですよね。ただ、つくっていても、結局何も議論していないというところもあるのです。つまり形骸化してしまっていると。それはやっぱり避けなくてはならないので、やはりここにいる委員の皆様は、議会改革やらなくてはならないという熱い思いがあると思うのですけれども、これをずっと継続していただきたいということ、改選した後ももちろん継続、自分の心も継続するし、新しく入ってきた新人の方にもそれを伝えていってほしいというところが私のお願いであります。

あと、改選後、委員会の構成とかも全部変わりますけれども、やはり議長ももちろんですけれども、副議長、つまり議会改革の委員長になる可能性が高い人、それとか、あとは議運の委員長もそうですけれども、しっかりとリーダーシップが取れる方をみんなを選んでいただいて、この3者はやっぱり協力し合わないとはまとまっていけないので、そういう部分も、しっかりとみんなを選んでいただいて、継続的に議会改革を議論する体制づくりを皆さんにお願いしたいなと思ひまして、私の今回の一言といたします。

それでは、本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございました。

ここで、皆さんにお知らせ、情報提供しておきたいと思います。大変うれしい、ありがたいお話なのです。局長のほうからお願いしたいと思います。

局長、お願いします。

○議会事務局長（川田佑子君） では、ここでちょっとご報告いたします。

先日、岡山県の里庄町というところから事務局宛てに電話がございました。内容といたしましては、今現在ハラスメント防止条例について検討されているというところです。いろいろな市町村の条例を見ていた中で、会津美里町……すみません。失礼しました。その条例の検討をされて、3月会議で一応条例のほうは制定されたということなのではございますけれども、そのほかのところでのいろいろな規程とか、フロー図とか、うちのほうはその辺詳しいところまで規定され、もう既に制定されております。条例見た中で、美里町の条例がすごく分かりやすかったというところでお問合せいただきまして、美里町ではそのほかに定めるものとして、もう既に定めているのですか、うちのほうではこれからその辺を定めるのですけれども、分かりやすい条例をつくられた美里町のほうでは既に定められているのですかなんていうことでご連絡をいただきました。うちのほうとしましては、既にもうしっかりと定められておりますので、フロー図を含めまして、里庄町のほうに一応こういう内容で定めていますということでお送りしたところであります。

以上です。

○委員長（根本謙一君）　ありがとうございました。

以上のようなことで、大変やっぱり今の時代すごいですね。ちゃんと調べられるところは調べられて、やっぱり感じるところは感じる、率直にお話しいただいて、ありがたいお言葉をいただきました。これも皆さんのご努力のおかげ、たまものですので、このうれしさを本当に共に喜びたいと思いますけれども、でも浮かれる必要はありません。これが着実に生かされるということが大事だと思いますので、今後とも皆さんのご協力をよろしくお願いしたいと思います。本当にありがとうございます。

では、次、4番のその他ですけれども、何かありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君）　事務局からはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君）　ないようでしたら。

○議会事務局長（川田佑子君）　では、5、閉会。

副委員長、お願いいたします。

○副委員長（星　次君）　それでは、ただいまをもちまして第13回の議会改革推進特別委員会を終了いたします。本当に今日はありがとうございました。

閉　会　　（午後　零時25分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年4月10日

委員長 根本 謙 一

書記 小林 一 成